答 申 第 3 4 9 号 平成23年8月12日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会 委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について(答申)

平成22年11月9日付け市第1492号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成22年9月14日付けで異議申立人から提起された、平成22年8月25日付け市第1078号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事(以下「実施機関」という。)の決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨 異議申立人の主張要旨は、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が、平成22年8月25日付け市第1078号で行った行政文書不開示決定(以下「本件決定」という。)を取り消すとの決定を求めるというものである。

- 異議申立ての理由
 異議申立ての理由は、次のとおりである。
- (1) 実施機関より開示された鋸南町立勝山小学校の計画変更確認申請図書の「構造計算書」10頁[5.地震力][へ.標準せん断力係数] X 方向 Co=0.2 Y 方向 Co=0.2は、建築基準法施行令(以下「施行令」という。)88条3項で各々1.0以上としなければならない。本来1.0以上の係数を0.2とすることは、必要な耐震強度が1/5以下の耐震偽装があることを意味する。同小学校は避難場所でもあることから人命にかかわる重大な不法行為である。
- (2) 同申請図書の「構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書」(以下「証明書」という。) [別添の構造計算書に係る構造計算の種類]は(施行)令81条2項1号イに規定する構造計算(これは施行令82条から82条の4までに規定する構造計算である。)とあることから、(1)の耐震偽装は明らかである。
- (3) 千葉県では同小学校は建築基準法6条1項1号の特殊建築物であるのを同法同条同項3号であるとし、どちらの場合でも(同法20条四号ロ、同法20条二号イのどちらでも)証明書の施行令81条2項1号イに規定する構造計算となり同じ耐震強度でなければならないのに一般建築物だから耐震強度が1/5以下でもかまわないとしている。
- (4) 鋸南町では少子化が進み、平成25年度には鋸南中学校を町内小学校と統合できる状態となり、上記勝山小学校を鋸南町役場本庁舎にするつもりである。同本庁舎は現在南又は北を震源とする地震では安全でないため、国庫負担金により小学校を建築し、転用するという補助金適化法違反を公然とした。千葉県職員が情を通じ加担したため、特定行政庁の実施機関も、勝山小学校に耐震偽装を隠ぺいしているとは考えられない。対象の行政文書が不存在とは思えない。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨は、次のとおりである。

1 本件請求について

異議申立人は、実施機関に対し、平成22年7月30日付けで、同日付け行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容の欄を「鋸南町立勝山小学校の耐震偽装(別添説明資料参照)がわかったが、市町村課が同小学校に関する起債について取消しをしなくてよいことがわかる書類(H19年度教室棟改築分)」とする開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

2 本件決定について

- (1) 本件請求から、対象となる行政文書を特定することができなかったため、異議申立人に対し、鋸南町立勝山小学校の平成19年度教室棟改築分に係る起債の許可についての行政文書の件名を示して補正の参考となる情報を提供するとともに、補正を求めた。
- (2) この求めに対する異議申立人の回答は次のとおりであった。
 - ア
 「例示された文書はすべて違います。」
 - イ 「「取消し」を「取消し又は繰上償還」に訂正します。」
 - ウ 「起債許可後の新事実(耐震偽装)への対応をどのようにしたのか がわかる文書の開示請求です。」
- (3) 実施機関は、本件請求について、請求に係る行政文書を作成又は取得していないため、開示請求に係る行政文書を保有していないとして本件決定を行った。
- 3 不開示の理由について

異議申立人に対しては、本件請求時及び補正の求めに対する回答書を持 参した際に、耐震偽装という事実は総務部市町村課では確認できない旨説 明を行っているが、異議申立人の理解を得られなかった。

行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容の欄の記載、補正の求めに対する回答書及び当該者とのやりとりの結果から、実施機関は、本件請求の対象となる行政文書は、鋸南町立勝山小学校の平成19年度教室棟改築分に係る起債について、起債許可後の対応についての行政文書であると判断した。

鋸南町から起債許可後の書類は提出されていないため、鋸南町立勝山小学校の平成19年度教室棟改築分に係る起債許可後の行政文書は取得していない。

また、異議申立人が主張する新事実(耐震偽装)については、異議申立 人の主観に基づく評価を前提とした主張であって、総務部市町村課では 耐震偽装という事実は確認できないことから、起債許可後の対応は行われておらず、よってその対応に係る行政文書は作成していない。

以上のことから、開示請求に係る行政文書は保有していない。

第4 審査会の判断

千葉県情報公開審査会(以下「審査会」という。)は、異議申立人の主張 及び実施機関の説明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

- 1 本件請求及び本件決定について 本件請求及び本件決定の経緯は、第3の1及び2のとおりである。
- 2 行政文書の不存在について 実施機関は、本件請求の対象となる行政文書を保有していないと説明す るので、次のとおり検討する。
- (1) 本件請求について

第3の2(2)から、本件請求は、鋸南町立勝山小学校の平成19年度教室棟改築分に係る起債について、起債を許可した後の耐震偽装という事実に係る実施機関の対応についての行政文書を請求しているものと認められる。

(2) 行政文書の不存在について

ア 起債を許可した後に発生した事実については、国、許可を受けた地 方公共団体等から報告、情報の提供等があって、実施機関が対応し、 また、実施機関が情報を収集する等で対応すると考えられる。

しかし、実施機関の説明から、鋸南町立勝山小学校の平成19年度教室棟改築分に係る起債について起債を許可した後の耐震偽装という事実については、実施機関に対し、異議申立人から情報の提供があったが、異議申立人以外の国、許可を受けた地方公共団体である鋸南町等から報告、情報の提供等はない。また、実施機関が情報を収集する等で当該事実について対応した事実はない。なお、当該事実について、実施機関からの意見の陳述及び資料の提出により調査を行ったが、そのような事実は確認できなかった。

したがって、実施機関は上記(1)の行政文書を保有していないと認め られる。

イ 審査会として、実施機関に対し、改めて本件請求に係る行政文書を探 索させたところ、当該文書は保有していないとのことであった。

また、事務局の職員をして実施機関の共用ロッカー、共用ファイル等職員共用の保存場所を確認させたところ、本件請求に係る行政文書は確認できなかった。

ウ また、ほかに本件請求の趣旨を満たすような行政文書の存在をうかが

わせる特段の事情も認められないことから、本件請求に係る行政文書は存在しないと認められる。

- 3 異議申立人の主張について 異議申立人は、その他種々主張しているが、審査会の判断に影響を及ぼ すものではない。
- 4 結論 以上のとおり、実施機関が行った本件決定は、妥当である。
- 第5 審査会の処理経過 審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
平成22年11月 9日	諮問書の受理
平成22年12月10日	実施機関の理由説明書の受理
平成23年 1月12日	異議申立人の意見書の受理
平成23年 6月28日	審議
平成23年 7月26日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会委員

氏名		職業等	備考
大田	洋介	城西国際大学非常勤講師	部会長
瀧上	信光	千葉商科大学政策情報学部教授	部会長職務代理者
湊	弘美	弁護士	
横山	清美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順:平成23年7月26日現在)